

一般社団法人 山梨県臨床工学技士会施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般社団法人山梨県臨床工学技士会(以下本会という)定款により、本会の運営を円滑に行うことを目的として定める。

第2章 会員の入会および退会の規定

(会員の入会手続き)

第2条 会員の入会は、所定の入会申込書で申し込みをしなければならない。

(会員名簿)

第3条 本会の会員名簿は、本会に届けられた入会申込書により作成する。同名簿に変更があった場合、会員は直ちにその旨を本会に届けなければならない。

(会員の退会の手続き)

第4条 会員の退会は、所定の退会届けを本会へ提出しなければならない。

(会員休会の手続き)

第5条 会員の休会は、所定の退会届けを本会へ提出しなければならない。

第3章 会 費 規 定

(会費)

第6条 この規程は、定款第8条の入会金及び会費納入についての必要事項を定めるものとする。

- 2 本会の正会員の会費は、年額5,000円、準会員は、年額3,000円
賛助会員は年額20,000円とする。

(その他の会費)

第7条 本会の主催する事業に会員が参加する際、別途に会費を徴収することができる。

(納入)

第8条 本会の年会費は、毎年12月31日までに指定の方法で納入しなければならない。

(入会金)

第9条 新規に入会する正会員においては入会金2,000円を徴収するものとする。

- 2 再入会する正会員においては入会金10,000円を理事会の議決にて徴収するものとする。

第4章 広 告 規 定

(広告費)

第10条 広告費はA4サイズ20,000円、A5サイズ10,000円とする。

- 2 広告掲載に関しては、全て会に一任し、広告主が指定することはできない。

第5章 公認および推薦規定

(公認)

第11条 本会は、臨床工学関連学会の役員選挙に、本会会員の中より公認候補者を選任することができる。

- 2 公認候補者は、理事会が決議し総会の承認を得て選出する。
- 3 公認候補者は、本会の代表者として本会の選挙広報活動等の援助を受けることができる。
- 4 公認候補者は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(推薦)

第12条 本会は、臨床工学関連学会の役員選挙に立候補するものを理事会の決議により推薦することができる。

第6章 出張、会議および旅費規定

(出張の認定)

第13条 本会の業務を遂行するために必要な出張及び会議は、会長が認定する。

(旅費および宿泊費)

第14条 認定された出張、及び会議のための旅費、宿泊費は実費を支給する。

宿泊費は1泊10,000円を上限として実費を支給する。

但し、自家用車利用の場合、旅費については150円/10km(高速料金は実費)と計算し支給する。

(出張手当)

第15条 認定された出張に対し、日当5,000円を支給する。

第7章 講演料、謝礼及び原稿料に関する規定

(講演料及び謝礼)

第16条 会長が会務執行上、必要と認めた場合に謝礼を支給する。支給額は以下の通りとする。

- (1) 5,000 から 100,000円

(原稿料)

第17条 会長が認めた場合、刊行物の原稿料として10,000円を支給する。

第8章 慶弔規定

(総則)

第18条 この規定は一般社団法人山梨県臨床工学技士会正会員および関係団体に対する慶祝、弔意、災害時の見舞金について定める。

(慶祝)

第19条 本会が関係団体の祝賀行事に招待された場合には、相応の金品で慶祝する。

(弔意)

第20条 本会正会員が死亡した場合には、弔電および香典(10,000円)を霊前に捧げる。

2 関係団体の個人が死亡し会長が認めた場合には、弔電および相応の香典を霊前に捧げる。

3 本会正会員および関係団体の個人が死亡し会長が認めた場合には、生花を霊前に捧げる。

(災害時の見舞金)

第21条 本会正会員および関係団体が何らかの災害に遭い、理事会が認めた場合には相応の見舞金を贈る。

(付則)

第22条 その他必要と認められる場合は、会長一任とする。

第9章 役員選出規定

(総則)

第22条 本規定は、この法人の定款第24条1項に基づいて、役員を選任についての事項を定める。

(選挙権及び被選挙権)

第23条 選挙権は、選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。

被選挙権は、2年以上会員として資格を有し、選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。

(選挙管理委員会)

第24条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第25条 選挙管理委員会は、正会員の中から若干名を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし、その選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第26条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示(投票日の60日以上前)。
- (2) 役員候補者届の受理、資格審査。
- (3) 候補者氏名の公示。(投票日の20日前)
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示。
- (5) 社員総会への選挙結果報告。
- (6) その他選挙管理に必要な事項。

第27条 選挙管理委員の任期は2年とする。

(役員選挙)

第28条 役員に立候補しようとする者又は候補者を推薦しようとする者は選挙管理委員会が定めた立候補届け出書を選挙管理委員会に期日までに届出なければならない。ただし、推薦届の場合には本人の同意を必要とする。

第29条 選挙管理委員会は、届出が有効と認めるときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

第30条 立候補を届出した会員は、その選挙が行われる前日までに、本人が署名した立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することが出来る。

第31条 立候補届出の締切は、投票日の45日前とする。

第32条 選挙は正会員の無記名投票により行い、理事は連記制、会計監査は単記制とする。

第33条 役員の当選者は、それぞれ有効投票数の多い立候補者から順次当選とする。

2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

第34条 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を超えないとき、または超えなくなったときには無投票で当選者を定めることが出来る。

2 立候補の締切日を経過するも、候補者が定数を超えないときは理事会が定数内で役員候補者を総会開催までに選挙管理委員会に推薦する事ができる。この間合も無投票で当選者を定めることが出来る。

(欠員の補充)

第35条 当選した役員が辞任または死亡した場合は、次点者が繰り上げ当選し役員となる。

第36条 繰り上げ当選者がいない場合は、理事会が推薦したものを総会の承認を受け役員とすることが出来る。

(異議申し立て)

第37条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

(立候補ならびに当選の取り消し)

第38条 立候補者が選挙公報など選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことが出来る。

第10章 補 則

(施行細則の変更)

第39条 本施行細則の変更は、理事会の決議を経て社員総会の承認を得て行う。

(施行日)

第40条 本施行細則は、本会の設立許可があった日から施行する。